

# 環境問題における 企業を取り巻く環境

8 1 0 3 1

岩田宜久

2001年12月18日

## 目次

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 第 1 章 環境問題と社会       | ..... 1   |
| 第 2 章 環境と経済学        |           |
| 第 1 節 経済学から捉える必要性   | ..... 6   |
| 第 2 節 経済学における環境     |           |
| ( 1 ) 環境の定義         | ..... 6   |
| ( 2 ) 市場で生じる環境問題    | ..... 8   |
| ( 3 ) 社会的費用の概念      | ..... 1 2 |
| ( 4 ) 政府の失敗         | ..... 1 3 |
| 第 3 節 環境経済学の取り組み    | ..... 1 6 |
| 第 3 章 環境問題に関する国際的動向 |           |
| 第 1 節 環境への意識の発生と高まり |           |
| ( 1 ) 国際的動向を捉える意義   | ..... 1 9 |
| ( 2 ) 持続可能な発展       | ..... 1 9 |
| 第 2 節 地球サミットをめぐって   |           |
| ( 1 ) 地球サミットの開催     | ..... 2 2 |
| ( 2 ) 市民レベルでの環境問題   | ..... 2 5 |
| 第 3 節 企業行動指針        |           |
| ( 1 ) 経団連による「地球憲章」  | ..... 2 8 |
| ( 2 ) グローバルコンパクト    | ..... 3 0 |
| 第 4 節 背景としての国際的動向   | ..... 3 3 |

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 第4章 環境行政の影響           |           |
| 第1節 環境政策と企業について       |           |
| (1) 環境政策の始めとして        | ..... 3 5 |
| (2) 環境政策の分類           | ..... 3 5 |
| (3) 法的規制とその限界         | ..... 3 6 |
| (4) 市場原理に基づく手法        | ..... 3 9 |
| (5) 経済的手段について         | ..... 4 0 |
| (6) 水平的・支援的手法         | ..... 4 3 |
| (7) エコラベル             | ..... 4 4 |
| 第2節 市場メカニズムに基づく手法     |           |
| (1) 3R政策の推進           | ..... 4 6 |
| (2) 家電リサイクル法          | ..... 4 7 |
| (3) ドイツにおける容器包装のリサイクル | ..... 4 9 |
| (4) グリーン市場の拡大         | ..... 5 1 |
| 第3節 第4章のまとめ           | ..... 5 5 |
| 第5章 金融と環境             |           |
| 第1節 金融機関を捉える意義        | ..... 5 8 |
| 第2節 金融機関と環境の関係        |           |
| (1) 従来への環境への認識        | ..... 5 9 |
| (2) スーパーファンド法の影響      | ..... 6 1 |
| (3) 社会の変化             | ..... 6 4 |
| 第3節 金融機関と企業の関係        |           |
| (1) 銀行と企業             | ..... 6 6 |
| (2) 環境配慮型商品の広まり       | ..... 6 8 |

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| ( 3 ) 環境格付け                 | ..... 7 0 |
| 第 6 章 企業と環境問題               | ..... 7 1 |
| 巻末資料                        |           |
| 「 THE RIO DECLARATION 」     | .....     |
| 「 経団連地球憲章 」                 | .....     |
| 「 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 」 | .....     |
| 文献一覧                        | .....     |
| URL 一覧                      | .....     |

## 第 1 章 環境問題と社会

最初に企業と環境問題の関係について簡単に述べておく。近年地球環境の問題が大きく取り上げられるようになってきている。以前は地域における環境問題であったがそれが拡大し地球の環境問題となっている。その具体的な例としては地球の温暖化やオゾン層破壊、あるいはダイオキシンなど多々あげられる。また人口の増加によって生じる食料問題などが挙げられる。さらに発展途上国が今後経済的に発展していくことによってさらなる環境破壊が引き起こされる可能性があり、地球環境にかかる負担の大きさが懸念されている。こうした地球規模での環境破壊に対して早急な地球規模での対応が求められている。古くは 1972 年のストックホルム会議で環境問題が言われた。80 年代には国連の「環境と開発に関する世界委員会」によって報告書で持続可能な発展論の提起がなされた。そして 90 年代に入ってリオデジャネイロの地球サミットの開催やそれに伴う多くの会議が展開されている。

しかしながら地球の環境問題が改善され、円満な解決に向かう事は今現在なかなか望める状況にはない。それどころか事態はあまり好ましい方向に進んでいない。なぜか。その一つには環境問題への取り組みが政治的な色を持ち、各国家の利益の駆け引きに用いられており、なかなか自国の利益をある程度犠牲

して各国家が一致して取り組んでいく流れが作り出せないことがある。途上国にとっては今日の環境問題は欧米の先進諸国が引き起こした問題であり、その解決に対して先進諸国と同様に負担を強いられるのは納得がいかない面もある。また今後発展していき先進国の仲間入りをしようと考えた際には排ガス規制やその他の規制は邪魔であり、とりあえず発展していくために環境をある程度犠牲にする余地は残しておきたいと考えている。

その一方で先進国側にしてみればアジアやアフリカなどの国々がこれから発展に対しての不安もある。今の先進国と同様の経済的広がりを持ち、地球にかかる負担がさらに拡大するようになると地球自体の破綻を導く可能性があり、それを考えると途上国の経済的発展に対して何らかの対策を打つ必要があるという意見になる。また先進国の中でも最近のアメリカが京都会議の決定から外れ、自国の経済を優先させるという決定をしており、今後の動向が注目される。国の経済の調子が良いときには積極的に取り組むが、不景気になると政策転換を図る事は多いに考えられる事である。このように現状としては政府主導の環境対策はなかなか足並みが揃わず、厳しい状況にあるといえる。

では政府主導の環境対策以外の選択肢として何があるのか。その一つが企業である。企業が自主的に環境対策を行うことによって先ほど述べてきたような足踏み状態を打破する

ことができる可能性が高いと思う。環境が政治的な道具として用いられることがなくなり、より積極的な行動が迅速に出来るようになる。最近では ISO1400 シリーズの普及など企業サイドからの環境への取り組みが見られるようになってきている。しかしこれはすべての企業が行っているものではなく、1部の先進的な企業に限られている。また企業による環境対策ですべての問題が解決するわけではない。企業の行動はこれからにおいて環境を考慮した行動をとっていくというものであり、今起きている環境問題に対しての修復を行うものではない。また非常に大規模な問題に関しては取り組みにくく、多くの企業を巻き込んで協力体制を築いていくのは困難である。このような場合には政府の力が不可欠である。とはいえやはり環境問題における企業の役割は非常に大きなものであり、無視することはできない。

また、個々の企業に対して環境への配慮を求める市民レベルの行動も生じていて、企業にとって無視できない状態になっている。企業にとって大きく影響を及ぼした興味深い例を1つ挙げておく。1995年石油会社であるロイヤル・ダッチ・シェルが大型の海上プラットフォームを処分する際に海洋投棄によって処分する予定であった。それは海洋環境保護のための国際条約に則って行われるものであった。まずシェルはイギリス政府に申請し、イギリス政府は国際条約のガイドラインに沿っ

て加盟国に対して計画の通知を行った。この計画に対しての加盟国からの意見がなかったためにイギリス政府は許可をだし、海洋投棄による処分が決定した。この時点でシェルの行動は何の問題もなく、処分方法も法律上は何の問題もなかった。

しかしこの計画に対してグリーンピースが反対を唱え出し、処分の中止を求めるパフォーマンスをするようになった。最初にプラットホームに乗り込んだ時は強制退去させられて終わったが、二度目に乗り込んだ際にシェル側は放水によって彼らを排除しようとした。その時の写真が報道されると社会の関心が一気に高まり、ついには北欧を中心としてシェルの非買運動へと発展していった。シェルはイギリス政府の支持を受け、海洋投棄を執行していくが、ぎりぎりのところで断念し、陸上での処分に切り替えた。この事件の中でシェルが被った被害としては、陸上処分にしたことであがったコストと、売上の低下による金銭的な損失がある。そしてそれまでの優良な企業というイメージを大きく傷つけることとなった。

以上の例からわかる事として、行政上問題ない企業行動であっても市民の判断によってふさわしくないとされると、それは企業にとって非常に大きな問題に発展する可能性を含んだ爆弾になりかねないということである。したがって単に法律を守るというだけでなく、より積極的な姿勢で取り組む事が求められて



いるということである。

では企業が環境問題に取り組むと言う事が理論としてどのように確立されるべきであるのか。単に法律を守れば良いという次元ではなく、一企業市民としてどのような裏付けの基に環境への取り組む理由が確立されるのであろうか。この理由を考える事こそが本論文の目的である。企業による環境問題への取り組みは果して義務なのか。それとも企業になんらかのメリットをもたらすものであるのか。ここでいうメリットとは将来的な社会のレベルの維持から、個々の企業にとっての直接的な利益まで含めて考えたい。その一歩目として第2章では経済学の面から環境を捉えていく。これまで環境がどのようなとらえ方をされ、どのような問題を引き起こしてきたか、そして今後どのような方向に進んでいくのかを調べていく。

## 第 2 章 環境と経済学

### 第 1 節 経済学から捉える必要性

この章では経済学の面から環境と企業とを捉えていく。一見するとあまり関係なさそうに思えるが、ねらいとしては企業が大きく関わる経済と環境との関係を明かにすることで、一番大きなマクロ的な視点を持つためである。まず最初にモデル化された経済学から環境を捉え、その後で実際の社会での動向と合わせていくによってより企業を取り巻く状況をマクロ、ミクロ両方の視点から捉えることが出来ると思うからである。経済という大きな枠組みからまず環境と企業とを捉えるための手段として経済学から環境を捉える事が有効であると思うので、本章は経済学の立場から環境について考えていく。

### 第 2 節 経済学における環境

#### ( 1 ) 環境の定義

環境の定義とは「人間を取り巻き、それと相互作用を及ぼし合うところの外界」<sup>1</sup>である。

そもそも環境という言葉はある主体にとっての様々な外的条件を指す言葉である。したがって人類にとっての環境を考える時には人間社会の存在が前提となっている。そしてこの場合の環境とは人類の生存・生活の条件を形成しているものであり、非常に幅広い対象を含んでいる。それは時代の変化に伴って変

化するものであり、人工的要素や文化的要素を含む多元的なものに歴史的に形成されるものである。実際に環境の定義を考える時には人間社会と環境の関わり方を考えていく必要がある。具体的には以下の4つの機能が挙げられる<sup>ii</sup>。

1) 自然資源基盤

木材や石炭・石油といった資源の供給源

2) 廃物の同化や吸収

人間社会で生じた廃物の処理

3) アメニティの供給

“the right thing in the right place” 人間の居住環境として人間の存在や活動との相互作用の中で自然や歴史的文化財が保存されているときにアメニティとなる。それゆえ地域に固有であり、その地域の文化性を反映する。

4) 生命のサポートシステム

空気や水などの供給や栄養の供給など

以上が環境の持つ基本的な機能である。環境破壊といった場合、自然破壊（自然資源基盤の破壊）、環境汚染（廃物が環境のキャパシティーを超えて排出される）、アメニティ破壊が考えられる。そしてそうした環境破壊が深刻化すると生命サポートシステムそのものが機能しなくなり、人類の存在そのものに影響していくこととなる。

以上のような環境の機能を踏まえたうえで環境の持つ経済的性質を考えていく。というのは環境破壊を避けた経済発展の方法を考えるためには環境と経済との関わり方を把握して

おく必要があるからである。

#### 1) インフラストラクチャ -

「個々の経済主体に分属されることなく、一つの国ないし社会にとって共通の資産として社会的に管理される」つまり環境は社会的共通資本としての自然資本ということであり、環境インフラストラクチャ - から生み出される資源供給、廃物処理、アメニティそして生命サポートのサービスを享受していることになる。こうしたサービスは基本的にフリーライドできるものである。そのため過剰利用を引き起こすことが多い場合によってありうる。それが環境破壊へとつながっていくのだが細かい内容に関してはあとで述べる。

#### 2) 地域固有財

自然や歴史的文化的文化財それ自体がアメニティとして存在するのではなく、人間との相互関係の中でアメニティとなる。したがってアメニティとして環境を捉えた場合環境はその地域の影響を強く受けたり、その地域固有のものとなる。

#### 3) 不可逆性

長い時間をかけて形成されてきたものであり、一度破壊されると復元が非常に困難である<sup>iii</sup>。

### (2) 市場で生じる環境問題

#### 1) 認識の欠如

以上の経済学における環境を踏まえて経済学上で生じる環境問題について考えていく。経済学における環境の性質として一番重要に

なってくるのがその公共性である。そもそも古典的な経済学において自然は無限のものであり、したがってその利用に関してはコストのかからない存在としてとらえられていた。実際に大気や水といった所有者のはっきりすることのできない対象に対しては基本的に自由に使用でき、またその使用に関して費用がかからないためコストとして換算する必要がない。こうしたとらえ方が普及した理由として当時の経済の規模そのものが非常に小さく、一つの国家の経済が環境に及ぼす影響は地球規模で見た場合非常に小さなものであった。したがって環境に負荷をかけていても近未来的に大きな問題となる可能性は低く、経済発展と環境を切り離して考えても支障はなかった。環境に過剰に負荷をかけてもそれは経済的な損失ではないという考えである。経済学とは効率的な生産を目的にするため、コストとして計算されない自然資源の利用はであり、あえて着目する必要性が全く無かったのである。それゆえに自然資源の過剰利用に、結びつき環境破壊を引き起こすこととなるのである。

## 2) 市場の失敗

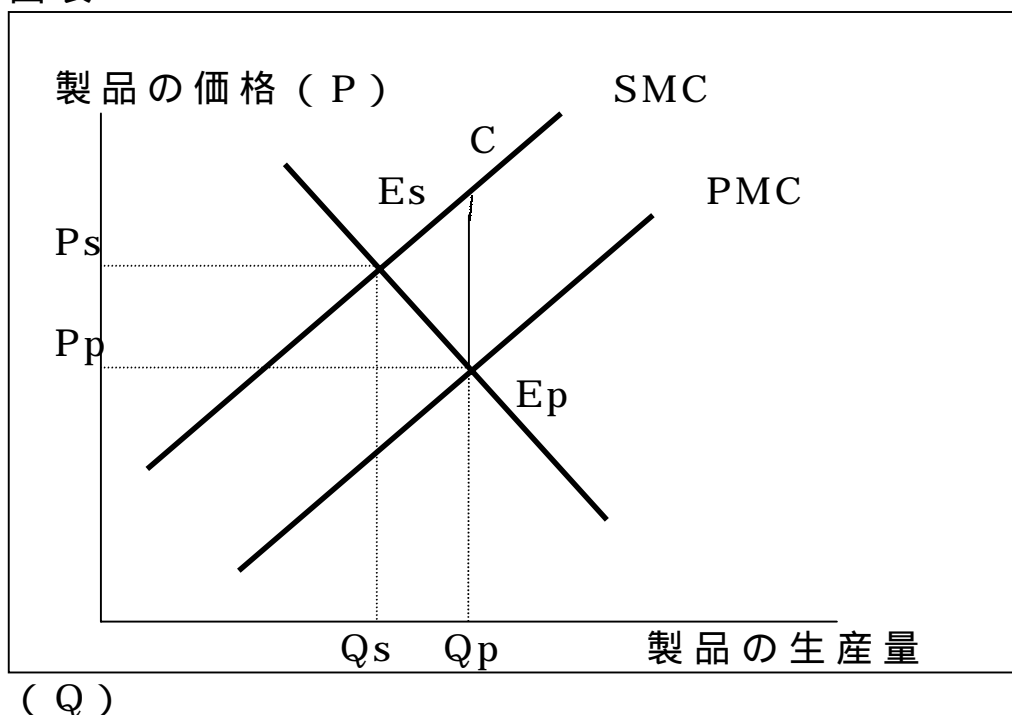
経済学の基本的な考え方に環境に対する負荷がコストとして計上されないということについて先に述べた。次にこの環境への認識の欠如がもたらす効果を考える。経済学において環境破壊とは市場を経由される事なしに、

また適切な補償なしに被害の受けてから見て外部不経済と呼べる。こうした外部不経済をもたらす財は市場においては過剰供給になることが傾向として見られる。

市場を単純にモデル化して考えてみる。例えばある製品を作るのに特定の環境汚染を引き起こすとする。この環境汚染に対し何の補償もなされないとき、製品の生産活動が行われなければ環境汚染は起きないので不利益が発生し、機会費用となる。しかしながらこの環境汚染に対する機会費用が経営者の計算する限界費用に含まれないので、外部不経済が発生し、製品の生産量は過剰になってしまう。

次頁の図表 2 - 1 において横軸は外部不経済をともなう製品の生産量  $Q$ 、縦軸は製品の価格  $P$  を示している。紙生産に伴う私的限界費用を  $PMC$  で表わす。市場の原理によって需要曲線  $D$  との交点である  $E_p$  における生産量  $Q_p$  が達成される。外部不経済が存在する場合製品の生産に伴って社会が負担する費用は私的費用だけではない。したがって社会的限界費用は私的限界費用を上回ることになる。したがって本来は社会的限界費用曲線  $SMC$  と需要曲線の交点である  $E_s$  における生産量  $Q_s$  が経済的に一番効率が良いということになる。実際には  $Q_p$  の生産が行われているので、厚生損失  $CE_sE_p$  が生じることになる。以上が環境破壊が必要以上に引き起こされるメカニズムである。環境破壊を防ぐためには製品の生産において環境にかかる負荷を私的

図表 2 - 1



出所 植田 [ 1 6 ]

費用を組み込むことが必要となってくる。しかしながら企業にとって私的費用に組み込むことはコストの増加につながり、結果として製品の値段に反映される。すべての企業が足並みをそろえて私的費用に組み込むのであれば可能であるが、一部の企業のみが行った場合市場での競争力を自ら落とす事になりかねない。従ってこの外部経済の問題は市場の原理に任せたままだといつまでたっても解決せず、状況は悪化する一方になってしまうのである。まさに戦後の高度経済成長期などはこのような状況にあったのではないか。少しでも経済的に効率よく成長するために環境などの外部不経済を組み込まないで生産活動を行

っていた。一見すると短期的に理にかなった行動ではあるが、長期的には大きな問題を含んだ行動である。

### ( 3 ) 社会的費用の概念

市場の失敗について述べてきたが、経済学において環境のような公共財の過剰利用によって引き起こされる問題が無視されてきたわけではない。その一つの例としてカップの唱える社会的費用<sup>iv</sup>という概念を挙げる事が出来る。その以前にピグーによって環境破壊は経済活動による例外的な摩擦現象として捉えたが、カップはさらに踏むこんでいかに費用として考えていくかと言う事に注目している。社会的費用とは「私的経済活動の結果、一般大衆がこうむる直接間接のあらゆる損失の事であり、企業の支出として参入されず社会全体に転化され負担される費用」である<sup>v</sup>。つまり私的企業の行動によって環境破壊が引き起こされ、その負担はその企業のみでなく、社会全体のものとなっているのである。この状態が続くと結果として経済発展に伴って損出が増え、個別の企業の経営に対する悪影響だけでなく、経済の将来的な発展そのものを不可能になっていく。ここに一つ企業が環境に対する負荷をコストとして計上し、環境も含めたうえで一番効率的な経営を行う必要性が生じる事になるのではないか。

カップの提唱する社会的費用論は完全なものではなく、すぐさま企業の経営に当てはめ



る事はできない。問題点としてはまず環境破壊に対する費用を経営に組み込もうとしても自然を金銭におきかえる事が出来ないのも最善の手段がとられるとは限らない事。そして企業に自主的に取り組ませるための動機付けとしては弱く、政府の強制力が必要となってくる。ここで重要なのは環境問題において企業がコストに計上することは不可欠なものとなっていて、さらに政府の介入することによって状況が改善されるということである。

#### ( 4 ) 政府の失敗

では政府が環境と企業との問題に介入する事によってすべてが解決されるのであろうか。そうであれば経済学と環境とのかかわりは終結し、あとはそのモデルをいかに実際に当てはめていくかという事を考えれば良い。しかし残念ながら政府が介入してもすべてがうまく機能するとは限らないのである。市場の失敗とともに政府の失敗が存在している。ここで考える政府の失敗とは環境政策における政府の失敗であり、一般的に経済学で考えられている政府の失敗より狭義の意味で用いている。

政府は私企業とはことなり公平性を求められるが故に環境政策をとる際に多くの問題を抱える事となる。まず一つに環境に負荷をかける行為に対して経済的な負担を強いる場合、環境の持つ性質上すべてを効率よく経済的価値に換算する事が出来ないことが挙げられる。

これは企業の経営に対して社会的費用を計上するように指導する場合でもネックになる問題である。企業としてはすべての企業において平等に導入されなければ競争力の低下につながるのではなかなか導入できない。一方政府としてはすべてにおいて平等にかつ効率的に経済的価値におきかえる事が出来ないのも、ここに政府の政策の持つ正当性が欠ける事となってしまう。

次にこれまでの環境政策は事後的であったことが問題となっている。環境問題に対して予見政策をとる事はなかなか困難である。環境問題が引き起こされるシステムが科学的に十分に解明されていない状態では、環境破壊を防ぐために必要な手段や規制を決定する事は難しい。したがって必然的に環境政策は生じた問題をいかに解決するか、あるいは今後いかに防ぐかという事後的にならざるをえない。これは予見的な政策に比べて非効率である。環境の修復には莫大な費用を要することが多々あり、決して効率的な政策とは言えない。また環境の持つ不可逆性という性質を考えると、事後的政策では以前のように修復する事が出来ないことがあり、この場合費用の問題だけではすまなくなる。

以上のように政府の環境政策のもつ失敗点を挙げる事ができる。このことから言える事としては政府の介入によってもなかなか環境と企業との関係をうまく作り出すことが出来ないということではないか。企業に対して

環境への負荷を経営組み込むように誘う事はなかなか出来ない。とは言え、政府の存在なしでは問題の解決がさらに困難なものになってしまうのも事実である<sup>vi</sup>。

現時点で経済学の立場から言える事をまとめると、環境に対して企業の取り組みが行われない場合には経済発展そのものに影響し、将来的に深刻な事態を招く危険が強いということ。したがって企業の環境へ負荷をコストに含めた環境を含めての一番効率的な経営にシフトしていく必要があること。そしてそれは企業単独で行われるのではなく、政府による環境政策が用いられることが条件として存在している。すべての企業において平等に行われるようになるためには自主的な行動だけでは不可能である。しかしながらその政府による環境政策にも幾つかの問題点が存在し、必ずしも政府が最も有効に機能する状況にはないという事が言えるのではないか。したがって今後のテーマは経済学においていかに効率的な環境政策を理論として確立するかということになっていく。

### 第3節 環境経済学の取り組み

経済学においていかに環境が扱われ、環境問題がどのように認識されてきたかを見てきた。企業にとって環境を経営に組み込む事は将来的な経済発展に向けて必要な事であり、もしそれが行われない場合には企業の存在を支える経済そのものがだめになることがわか

った。また政府の取り組みだけでは解決しないことも事実であり、企業の取り組みは不可欠なのである。それゆえに企業が環境問題に取り組む必要があるということが言えるが、それは倫理的な発想の域を出ていない。

では最近の環境経済学においては何がいえ  
るのか。環境経済学においては環境を経済学  
に効率よく組み込む事を重要視している。い  
かにして環境を経済的価値に置き換えるかと  
い事が命題である。さまざまな手法が考えら  
れ、環境が経済的指標に用いられている。そ  
の具体的な方法や計算についてはここでは取  
上げずに、こうした流れが企業にどう影響し  
ているのかを捉えていく。というのはこうした  
環境を経済的価値に置き換えることによっ  
て企業は経営に組み込む事が計算上容易にな  
るが、それは直接企業が環境問題に取り組む  
ようになるきっかけにはならないからである。  
ただ単に経済的価値に置き換えても意味をな  
さない。それを有効に活用して初めて意味を  
なすのである。したがってここではその内容  
を割愛する。

環境経済学において大きく扱われているの  
は環境政策である。これは従来の政府の政策  
が法規制中心であったのに対して、その政府  
の失敗を改善すべく、市場の原理を利用して  
環境政策を推し進めようとするものである。  
環境税はその典型的な例として考えられてい  
る。新たなる取り組みとして考えられている  
環境政策の重要な点は企業が環境に取り組む

よくなる状況を市場を利用して作り上げる事である。経済学としては企業のみを対象としているのではないが、対象として企業は当然含まれている。市場を介することで、企業にとっては直接影響がでるので、これは倫理的な次元とは異なる。つまり環境経済学においてはそれまでの経済学の失敗を踏まえ、より全体を見渡した視点で環境を捉えようとしていると言えるのではないか。

しかし環境経済学をもって企業を環境問題へと完全に誘う事はできない。というのは経済学である以上、市場をモデル化して捉らえていることには変わりがないからである。市場はもっと複雑な要素が絡んで形成されているのであって、環境だけに特化して市場を考える事は有効ではあっても、そのまま実際に当てはめる事はできない。したがって企業と環境問題との関係を考える際にはあくまでもモデル化したものであるということ認識しておく必要がある。そして近代社会はかなりのスピードで変化を遂げている。したがって状況に応じた対応が求められるのであって、それはモデル化した市場だけからはわからないことである。そこでこれからは、実際の社会においてどのような変化が見られ、それが企業と環境との関係にどう影響していくのかを見ていく。

---

i 植田 [ 1 6 ] 5 ページ

ii 同上 [ 1 6 ] 6 ~ 7 ページ

- 
- iii 植田 [ 1 7 ] 3 7 ~ 3 9 ページ
  - iv Kapp [ 7 ] 8 6 ページ
  - v 同上 [ 7 ] 9 0 ページ
  - vi Callan& Thomas [ 1 4 ] p 9 5

## 第3章 環境問題に関する国際的動向

### 第1節 環境への意識の発生と高まり

#### (1) 国際的動向を捉える意義

本章では近年環境問題における企業の位置付けがどう変化してきたのかを見ていく。その理由として第2章のまとめでも述べたように経済学で扱う市場とはあくまでもモデルであり、なかなか実際の市場と直結して考える事が難しいからである。そこで実際の市場において環境と企業というそれぞれの存在がどのような関係を築いているのかということについて考える必要があると感じたからである。その始めとして国連の地球サミットを中心に環境問題において企業をどのような位置付けで考えていけば良いかを見ていく。これは市場に影響している社会を捉えていくことによって市場における企業のあり方や方向性をよりはっきりさせるためである。

#### (2) 持続可能な発展

##### 1) 意識の高まり

「持続可能な発展」という概念についてみていく。この概念は環境問題への意識の高まりの出発点にあると考える。

1980年にIUCN(国際自然保護連合)、UNEP(国連環境計画)、WWF(世界自然保護基金)の3者によって「世界環境戦略」が発表された。この中で、単なる環境保全ではなく、開発の側面を持った環境対策の必要性が

言われている。これは環境破壊が進行している地域の多くにあたる発展途上国の事を考慮したものである。発展途上国は環境問題のみならず、貧困、経済未発展といった問題も同時に抱えている。こうした問題を無視して環境問題だけを解決する事は非常に困難である。従って経済的な問題と環境問題とを同時に解決していけるような方法を探っていくというのが「持続可能な発展」の概念である。

91年の新世界環境戦略「Caring for the Earth」ではこの考え方が強調され、「持続可能な発展とは、人々の生活の質的改善を、その生活基盤となっている各生体系の吸収能力の限度内で生活しつつ達成することである」と定義付けている<sup>i</sup>。

そしてこの「持続可能な発展」を考える上で重要なのが国連によって作られた WCED（環境と開発に関する世界委員会）による“ Our Common Future “（1987）という報告書である。この報告書によって持続可能な発展の概念が広く知れ渡ることになった。この中では「将来世代の必要性を満たす能力を害することなく現代世代がその必要性を満たせるような開発」と定義付けられている。

2) 報告書の中で求めている事  
政治体系・経済体系・社会体系・生産体系・技術体系・国際的な体系・行政体系についてそれぞれ必要な体系を打出している・特に企業に直接的に関わる章としては第8章の「工



業」が挙げられる。その章のサブタイトルとして「小をもって多を生産する」<sup>ii</sup>とある事からわかるように工業全体での効率的な生産体系の構築が求められるとしている。さらに新しい技術は環境問題の解決策となりうるとした上で、新しい技術の危険性を考慮する必要性を述べている。技術体系として、リスク・アセスメントとリスク・マネジメントの二つを組みこく事の必要性が言われている。

### 3) 報告書の意義

この報告書は持続可能な発展の概念を主張したものであり、あくまでも理論として打ち出されている。具体的な解決策にかんしては述べられておらず、模索の過程にあるといえる。具体的にどのような方法で「持続可能な発展」を行っていくかは以降の課題として残されている。ただこの概念は非常に重要な認識であり、今後の環境対策における各国家の行動を決めるものとなっている。

しかしながら地球サミットの際にアメリカの大統領が「アメリカの失業を増大させるようなら条約には入らない。そのような会議には参加しない」と述べているように、経済発展が大前提として存在している事を忘れてはいけない。経済発展を妨げないことを中心に考えると、環境対策は二の次になってしまい、企業にとって取り組むべき正当な理由にはならない。したがってこの時点で環境問題と企業との関係を明らかにする事はできない。そ

ここでその後の国際社会の動きを見ていくことにする。より企業の位置付けがはっきりするためである。

## 第2節 地球サミットをめぐって

### (1) 地球サミットの開催

概念として打出された「持続可能な発展」を実際に実施していくための世界的な話し合いが環境と開発に関する国連会議（通称地球サミット、これ以降は地球サミットと呼ぶ）である。これは1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれたもので、182カ国およびEC、その他多数の国際機関、NGOの代表が集った国連史上最大級の会議である。またそれ以外にも102カ国の首脳レベルでの会議が開かれるなど、非常に多くの話し合いの場が作られた。そしてその成果としてよくあげられるものに環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（以下リオ宣言）とアジェンダ21がある。以下でその二つについて見ていく。

#### 1) リオ宣言<sup>iii</sup>

環境と開発の問題に関する諸原則を集約した基本文章であり、各国に対しての法的な拘束力は持たない。全体としては先進国と発展途上国の両方の立場をバランスよく盛り込んだ内容となっている。その背景として、この文章が今後の国連において基本的なものとなるために、各国がそれぞれの意見を反映させることを求めた事。そして事前の話し合いで作

られた暫定的な宣言書を本番の会議において議論することなく採択した事などが考えられる。議論せずに採決したのは途上国の開発を認めるか否かに関して収集がつかなくなる危険性があり、それを回避するためであった。内容としては前文と 27 の原則からなる。前文の中では「地球規模の環境および開発のシステムの一体性を保持する国際的合意」を認識している。原則では市民や女性等の役割を明記している。また各国家が環境に関する法を整備する必要性を述べている。また環境を破壊する可能性を持つ行動や物質を国外に出すことを防ぐ必要を述べている。

この文章そのものが企業に対して直接影響を持つとは考え難い。というのはそもそもこの文章が法的な拘束力をもっていないことと、企業活動に対する（それを示唆するような）意見が述べられていないことによる。最後に「各国および国民は...協力しなければならない」とある。企業が関わるとしたらこの国民に含まれるとしたときであるももの、このリオ宣言そのものだけでは企業に対しての影響はない。あくまでもこうした考え方が広まりつつあるということを知っておく事がここでは重要になってくる。

## 2 ) アジェンダ 2 1

持続可能な発展を行うための具体的な行動計画で、約 6 00 ページにわたるものである。社会的経済的要素・開発のための資源と保

全と管理・主要な社会構成員の役割の強化・実施手段の四部構成となっている。その中で各政府がアジェンダ 21 を実行するための行動計画を作ることを求めており、日本では 93 年に「アジェンダ 21 行動計画」が閣僚閣議で決議されている。日本の特徴としては地方公共団体に対してローカルアジェンダを制定することを求めている点がある。

その中で企業について関わる項目に注目すると、「産業界の役割の強化」<sup>iv</sup>という章が目につく。企業という単語が明記されており、企業の環境問題における重要性が言われている。序文では企業が環境管理を最優先事項として、また持続可能な開発における最も重要な要素として認識することを求めている。企業行動がもつ影響力の大きさがこの表現から読み取る事ができる。またその内容は今日の環境問題に対して企業が取り組んでいる問題をまさに網羅するものである。

さらにこの章の中で「クリーンな製品の奨励」と「責任ある企業家精神の奨励」という二つのプログラムに分かれている。

「クリーンな製品の奨励」について 行動の基礎として製品のライフサイクルの全ての段階で最適な効率を求める事がある。その行動のなかで企業の取るべき行動として「持続可能な開発」に必要な知識や能力を向上させる為に労働者と協力することや、環境についての業績を工場させる為にあらゆるレベルでの環境に対する認識と計画を向上させる為の

計画を実施することを求めている。また政府の役割としては経済的手段、法や規制など実施を求めている。注目すべき点として、政府の一連の行動のなかで、中小企業に対して配慮する事を明記している点である。闇雲に規制や法律を作るので無く、十分に企業への影響を配慮する事が必要であり、またそれ中小企業に対して無理をさせないものである事から環境への取り組みと企業の存続の両立を目指すものであることがわかる。

「責任ある企業家精神の奨励」について 行動の基礎のなかで企業家精神が技術革新や市場効率の向上の重要な推進力となる事を述べている。その行動のなかで環境に配慮した企業政策を確立する事の重要性が言われ、さらに行政や企業間のパートナーシップを築く事が求められている。

このように企業の重要性やその役割が明記される事によって、環境問題の解決に際し企業が行動をとれる、あるいはとらざるを得ないような状況につながっていくと思われる。これ以降企業が環境に配慮して行動する事が世界的な共通認識となったのではないか。また各国においてアジェンダの実施計画を作る際には企業に対しても何らかの計画を作ることになり、企業が環境に取り組む状況が作られていく。

## ( 2 ) 市民レベルでの環境問題

地球サミットの特徴として NGO が正式な

形で参加したことがあげられる。この参加の際の資格としては会議に「関係」があり、「能力」があるというものだけであり、ほぼ完全公開であった。多くの NGO が参加したことによって政府だけでなく、市民レベルでの環境に対する取り組みが必要であることをはっきりと示す事となった。実際の会議に関しては NGO がオブザーバーとして参加し、意見を述べたり、あるいは情報を提供するなど、積極的に関わっていった。参加する政府団の中には正式に NGO のメンバーを入れている国もあり、NGO の存在は非常に大きなものであった。リオ宣言やアジェンダ 21 の中でも市民の意識や行動の重要性をうたっており、まさにそれを実際に行動に移した一つの形としてみなす事ができるのではないか。

また国連による本会議とは別に NGO による会議「グローバル・フォーラム」が開かれ、3 万人を超える人々が参加したとされている。こうした NGO 会議の結果として注目すべきなのが「地球憲章」である。もともと「地球憲章」とは国連の会議で採決されるものであったが、発展途上国サイドによって環境と開発の関係をはっきりさせる為には不十分な名前であるという意見によって「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」という名称に変わったものである。NGO の会議において、各国家の政治的な影響を受けた国連によるものでは不十分であるという考えから、市民団体による憲章の制定が行われた。その中では

全ての人々の「基本的な環境権」の確認がなされ、その他では民主主義、内発的発展論などを背景とした原則が作られている。注目すべき項目としては開発に関して、「貧困を一掃する努力が環境の御用を強制するものであってはならない」とあり、リオ宣言の開発をする権利よりも強く環境とのバランスを意識した行動をとる事を主張している。

この「地球憲章」の諸原則を実施するために具体的な分野において NGO 自身が行える行動に関する NGO 条約を作って締結していった。これは国連による環境問題の解決策が技術革新によって行われるという前提に立っているのに対し、それでは根本的な解決にはならないという理由からその代替案を探っていくものである。

こうした市民レベルで環境問題に関わっていく事が企業に対してどのように影響してくるのか。まず一つは市民の環境に対する意識が向上することによってそれが消費行動や企業選択に反映される点が考えられる。自分たちの行動が環境に対して良くも悪くも影響していくという意識をもって行動すれば、当然企業に対してもその影響がでていく。非買運動やあるいは逆の積極的な購入につながっていくことは十分に考えられる。そしてもう一つとして企業で働く人の意識が変化する事によって企業行動そのものが変わっていくということが考えられる。企業の経営陣が環境に対する意識を強く持てばそれが企業行動に反

映されるであろうし、従業員が強い意識を持っていても、企業に対して何らかの影響を及ぼすとは考えられないのか。

従って地球サミットに NGO が積極的に関与していったこと、それによって市民レベルで環境に対する認識が強まった事が企業の環境に対する行動に少なからず影響を与えている事を認識しておく必要がある。何度も言うように市民レベルでの意識の向上はグリーン市場の拡大につながるものであり、その結果として企業は新たなビジネスチャンスを得たり、あるいは失ったりするといった直接の影響を受ける事になるからである。

### 第 3 節 企業行動指針

#### ( 1 ) 経団連による「地球憲章」<sup>v</sup>

以上のように地球サミットを中心的にみてきた。リオ宣言であれ、アジェンダ 21 であれ、企業に対して法的な拘束力を持つものではないので直接的に企業行動に影響を及ぼすとは考え難い。しかし、政府や市民を通して十分に影響し売るものである事は説明してきた。また地球サミット以降の国際的な動向の出発点として非常に重要であり、環境に関する国際基準の面からも企業に対して影響を及ぼしていくものとして考えられる。

地球サミットに直接関係はしていないが、その前年に経団連によって定められた「地球環境憲章」を最後に見ておく。翌年に地球サ



ミットを控え、経団連の中で環境問題における企業のあり方についての議論が活発になったのをうけて発表されたものである。

前文の中では環境問題の解決に取り組む事によって企業が社会から信頼を得、消費者と社会と新たな関係を築く事につながる、と述べている。これは企業にとって環境に取り組む直接的なメリットが存在することを意味している。従って企業が環境に取り組むことへの正当性が成り立つこととなる。さらに続く基本理念において企業も「環境への取り組みが自らの存在と活動に必須の要件である」と謳っている。

この憲章によって企業行動がすぐに変化するわけではないが、経団連からこのような憲章が発表されたことによって企業の認識が変化している現れであり、非常に重要なことであると思う。企業と環境問題が離れたものではなく、身近な問題である事を認識し、また環境に取り組む事は企業にとって新たなチャンスと、またその存続をかけたものであるという考えがはっきり打出されたことは特に注目すべき点である。

さらに経団連は 1996 年に「経団連環境アピール - 21 世紀野環境保全に向けた経済界の自主行動宣言 - 」を公表した。これはまさに行政によって環境に関する企業の規制が作られる前に企業が自主的に行動をとろうというものであり、「地球環境憲章」から企業行動を実施するように流れを作ったものである。

内容としては

- ・地球温暖化対策
- ・循環型経済社会の構築
- ・環境管理システムの構築と環境監査
- ・海外事業展開にあたっての環境配慮

という四つの項目からなっていて、企業の行動をより具体的に指し示したものとなっている。またこうした内容を実施するために翌年には「経団連環境自主行動計画」が発表されている。これには多くの業種が参加し、上記の四つの項目につき自主目標を掲げて取り組んでいる。

このように経団連においては時間が経つにつれて環境問題における企業行動について細かいレベルでの指針が作られるようになり、企業に浸透しつつあると言える。こうした一連の流れが地球サミットを意識したところから出発していることを考えると、より地球サミットのもつ企業への影響をイメージしやすくなると思う。

## (2) グローバル・コンパクト

そしてもう一つ地球サミットから派生しているものとしてグローバル・コンパクトの例を挙げておく。グローバル・コンパクト自体は環境に特化したものではなく、国連を中心とした企業の行動基準である。ここで取り上げるのはグローバル・コンパクトの中の環境に関する部分に関してである。

### 1) 第7条 環境対策として予防策を取るこ

とを奨する<sup>vi</sup>

これはリオ宣言の15条に由来するものである。環境に対して事後策を行うより、事前に防止するほうがコスト効率が良い。

方法としては

・生産工程及び製品の潜在的な環境に対する影響を分析する・環境に対する影響が不確実な行動を禁止もしくは制限する・最良の利用しうる技術を推奨する といった項目が示されている。

2) 第8条 より環境への責任を推進していくことへのイニシアティブを取る<sup>vii</sup>

地球に関する問題における中心的な役割は民間セクターにおいて増大している。その中で企業に対しては経済的な成功、環境の保証を期待している。

環境に対して責任を負うことの利益として以下の項目が明記されている。

・会社全体での意識を強めることが出来る・信頼を得ることが出来る・顧客と従業員を保持できる・ビジネスにおける多くの重要なクライアントやパートナーとの対話や協力を促進する

3) 第9条 環境に優しい技術の発展及び普及を推奨する<sup>viii</sup>

これは agenda21 を受けて成立したものである。

environmentally sound technologies(ESTs)

(ESTs) are not just individual technologies, but total systems which include know-how, procedures, goods and services, and equipment as well as organizational and managerial procedures. ix

ESTs を用いる理由

資源を効率的に利用しない生産過程や技術というものは資源の残留や、廃棄物を生み出す。企業はそうした汚染物質に対しての責任を負うものである。

ESTs は日々の作業における非効率性や環境汚染物質の放出、労働者が危険物質にさらされるといったことを減少させるものである。効果的あるいはクリーンな技術というものは多くの企業に対して長期的に経済的であり、環境においても利益をもたらすものである。したがって企業は ESTs を用いるべきである。

4) グローバル・コンパクトの企業に与える影響

ISO などとは異なり細かいレベルでの基準が定められていないので、企業行動に直に反映させるのは難しい。ではどのような影響がありうるのか。直接的に企業に対して影響力を持つものではないと思う。というのは法的な拘束力を持つものではないからである。では企業はなぜ参加するのか。一つは基準をクリアしていくことで結果的に環境に対して事前処理が出来るようになり、ゆくゆくはコスト削減につながる事が出来るというメリットが考えられる。この事例はいくつか実際に

のせられている。しかしながら何度も言うように具体的な細かいレベルでの基準が定められていないという点において個々のケースで非常に異なるものとなっている。

もう一つ考えられるのが内外へのアピールである。積極的な取り組みをしていることを理解してもらうことで、ビジネスチャンスを得ることが出来る。これは単に企業イメージを良くするだけ出なく、実際に取引企業や顧客の拡大といった直接のメリットとなっかけてくることを意味している。これは環境を意識した市場の存在が前提となった考えである。

#### 第4節 背景としての国際的動向

以上第3章では地球サミットを軸として環境問題に関する社会の動向を見てきた。そしていかに企業に影響を与えているのかを考えてきた。この章の始めに述べたようにこの章の目的としては企業に対する認識の国際的な動向を捉える事であり、それによって経済学では捉えきれない実際の社会を理解することであった。

しかしながらこれだけで企業が環境問題に取り組む理由が明確に答えることはできない。というのはこの第3章において企業が環境に取り組む事に関して理論上での必要性しか述べる事ができないからである。第3章の意味としては企業と環境問題の関わり方を理解する際のバックグラウンド的な（あるいは概念的

といってもいいであろう) 大まかな国際的な考え方や、行動を調べることにあった。したがって企業が環境問題に取り組む理由としては不十分なものであり、これだけで実際に企業の経営者を説得することは困難である。従ってこれから先ではより企業に対して直接的に影響するであろう行政による環境政策やあるいは金融市場との関係を見ていく。

---

i 大来 [ 1 3 ] 2 9 ページ

ii 同上 2 4 7 ページ

iii 参考資料 1 参照

[gopher://gopher.un.org/00/conf/unced/English/riodecl.txt](http://gopher://gopher.un.org/00/conf/unced/English/riodecl.txt)

iv 環境庁・外務省 [ 5 ] 4 3 2 ~ 4 3 6 ページ

v 参考資料 2 参照

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/pro002/p02001.html>

vi <http://www.unglobalcompact.org/un/gc/unweb.nsf/content/prin7.htm>

vii <http://www.unglobalcompact.org/un/gc/unweb.nsf/content/prin8.htm>

viii <http://www.unglobalcompact.org/un/gc/unweb.nsf/content/prin9.htm>

ix A g e n d a 2 1 より

<http://www.unglobalcompact.org/un/gc/unweb.nsf/content/prin9.htm>

## 第4章 環境行政の影響

### 第1節 環境政策と企業について

#### (1) 環境政策の始めとして

この第4章では行政による環境政策が企業に対してどのような影響を及ぼし、またその結果としてどのような変化が生じるのかということについて見ていく。この内容を扱う理由としては企業にとって行政のもつ影響力は非常に大きなものであり、無視できないこと。したがって政策によっては企業活動に経済的なメリットをもたらしたり、あるいは逆にデメリットをもたらす事が十分に考えられる。このような企業に対する影響の結果として環境問題への取り組みを推進しうるのであればどのような方法が考えられるのであろうか。この章では今現在とられているあるいは今後考えられる環境政策のうち、経済的な手法を用いた政策について中心的に考えていく。というのは詳しい内容について後で述べるが、経済的手法が企業に対してより積極的な環境への取り組みを促す事ができると考えるからである。以下でどのような枠組みが望ましいのかを検討していく。

#### (2) 環境政策の分類

ECの環境行動計画に基づくと、

- ・ 法的手法 (legislative instruments)
- ・ 市場原理に基づく手法  
(market-based instruments)

- ・ 資金的援助手法  
    ( financial support instruments )
- ・ 水平的・支援的手法  
    ( horizontal, support instruments )

この4つに大まかに分類できる<sup>i</sup>。

以下でそれぞれについて具体的に見ていくが、注意すべきことは全ての政策がこの分類にきれいに分かれるものではないということである。考え方によっては複数の手法にまたがるものもある。

そして結論を先に述べると、これらの手法は単独で用いても効果はあまり得られないものであり、それぞれを組み合わせる必要がある。これまでは法的手法を中心(これがほとんどだった)に環境政策がとられてきた。しかし、今後はより多くの企業が環境へ取り組むように導くためにも、法的手法以外の手法が重要になってくるのではないか。では以下で、個々の手法について見ていく。ECでの例を見てみると、(ECが環境問題に対して法的な状況を整え、それを加盟国に影響させる事の正当性の問題についてはここではテーマからそれるので省略する。)以前は基準などの実態要件の統一に力が注がれてきたが、最近では手続きのあり方の統一に力が注がれている。これは環境規制の限界などによるものである。現在ではなんらかのシステム構築の課程での環境評価制度が重要視されている。これは従来の単一の分野だけにとどまらない、環境全般についてより充実し



た規制が必要であり、総合的に評価する場を作るためである。

### (3) 法的規制とその限界

まず法的手法の企業に対する影響を考えてみる。企業にとって行政の定める法律や法令は従わなければならないものである。従ってひとたび法的手法が取られると、対象となる企業全てにおいて同一の基準や行動指針に基づく企業活動がとられるようになる。法的手法の場合汚染物質排出の規制などが多く、この場合企業は定められた数値目標を達成する事に精力を注ぐ。企業にとって従わざるをえない強制力をもつ法的手法は企業の環境に対する影響をある一定のラインまで導くのに非常に有効な手段であると言える。

しかしこの法的手法には幾つかの問題点がある<sup>ii</sup>。まず一つに法による規制は各分野毎に用いられる。例えば大気に害を持つ物質と、水に害をもつ物質とは異なるものであり、それぞれにおいて規制のために必要な法律が異なる。さらにその法律のもつ対象も異なってくる。つまり分野毎に異なる法が必要であり、各分野での足並みをそろえる事は難しい。さらに、各分野毎による規制において考慮すべき大きな問題はある分野における環境へ配慮した行動が他の分野への悪影響を持つ危険性が存在することである。例えば大気汚染に対して考慮した行動が、土壌汚染や水汚染などを招く可能性があるということである。この

場合、シフトした環境問題が状況をさらに悪化させる危険性もある。こうした危険性を取り除くには科学技術の発展が欠かせない。今の時点は人類のとする行動が近況に対してどのような影響を持つのかは全てがはっきりしているわけではない。これが全てがはっきりすれば問題のシフトが避けられるが、なかなか困難である。

第2の問題点は上からの押し付けであるので、自発的な取り組みを促すことは難しいということである。企業からしてみると、ある一定のレベルにさえたどり着けばあとは問題無く行動できるので、より充実した取り組みや、その他の分野への取り組みを行うメリットはないということになる。単純に法で規制するだけでは「持続可能な発展」はできない。

そして第3の問題として、人々の日常生活や消費行動など、規制にはそぐわない分野での環境破壊が生じている点である。こうした都市型・生活型環境破壊に関しては、環境破壊を引き起こしている原因が不特定多数にあるため、一律に規制をかけることはほとんど不可能であると言っていいであろう。

以上のように法的手法とはある一定のレベルまで企業を導くのに非常に有効な手段であるが、その一方で幾つかの問題を含んでいるものである。したがって、法的手法に取って代わるような手法を生み出すのではなく、法的手法と同時に併用して効果を相乗できるような手法を考える必要がある。市場原理に基づ

く手法や、垂直的・支援的手法などである。これらは企業が自主的に環境問題に取り組むように導くことを可能にする。法的手法と大きくことなるのはまさにその点であり、企業に対して環境問題に取り組む経済的なインセンティブを与える事である。こうした事の内容に付ついては以下で詳しく見ていく。

#### (4) 市場原理に基づく手法

環境政策の中で規制による手法からさらに十分な効果を得られるために用いられるようになってきたているのがこの市場原理に基づく手法である<sup>iii</sup>。これは法規制がもつ問題点を解決し、よりトータルに環境問題を解決するように企業を誘う手法である。企業が環境に取り組む事によって何らかのインセンティブを受けたり、あるいは逆に十分な取り組みをしないがためにマイナスのインセンティブを受ける事も考えられる。ここでいうインセンティブとは財政的・経済的なものを意味している。

個人的な見解としてはこの手法が企業に対して非常に大きな影響力を持つと思っている。というのは、環境問題に取り組むことで経済的な正のインセンティブを受ける事ができれば企業にとって大きなビジネスチャンスとなる。これは企業にとって生き残り、そして大きく業績をあげていくためのチャンスである。したがって行政が何らかの手法で企業を環境問題へと誘うのであれば、この方法が一番優

れていると言っても過言ではないかもしれない。しかし、一つ注意すべきなのはやはりこの手法を用いたとしても、すべての企業を誘うことは出来ないという点である。したがってやはりここでも、一つの政策を単独で用いるのではなく、他の政策とのバランス良い行政手段が望まれるのである。

#### ( 5 ) 経済的手段について

市場原理に基づく手法の中で、経済的手段として考えられている主たるものは 税・課徴金 補助金 排出権取引 デポジット制の四つである<sup>iv</sup>。こうした経済的な政策のねらいとしては従来の考え方では外部の問題として考えられてきた環境に対する負荷を内部化することである。環境に対する負荷が内部化できれば企業にとって無駄に環境に不可をかける行動はコストを無駄に増やす事を意味している。したがってこの内部化によって企業は環境負荷を低減することを目指すようになるはずである。生産行動に関係ないところでの行動も結局は企業にとってのコストである以上、必ず製品の値段に反映されることになる。このコストを押さえなければ企業は市場での競争力を失いかねないので、大きな問題となってくるのである。

##### 1 ) 税・課徴金

環境税については 2 種類の見方があり、一つは財源型であり、もう一つはインセンティブ型である。前者は環境問題に対する保証の

ための財源を確保する事が主たる目的である。一方後者は課税によって料金を引き上げる事でエネルギー消費を削減することを主たる目的としている。環境政策として見た場合には前者の財源確保を目的とするものは環境政策と言いがたい。

環境税は既存のシステムでは無視され、コストとして反映されにくい環境に負荷をかけるものの排出に対して課税し、コストの内部化をはかるものである。コストが内部化されるとそれは提供する製品やサービスの値段に反映される。これは企業のもつ市場での競争力に大きく影響してくるので企業にとってはコスト削減のために排出量を削減することが必要になってくる。結果として企業の環境への取り組みへとつながっていくシステムである。また排出に対する直接的な法規制と比べて汚染排出量を削減しようとする際に排出量を最小限に導ける点で優れている<sup>v</sup>。

実際の例としてよくみられるのは炭素税である。これはフィンランドやオランダといったヨーロッパの国々が多い。スウェーデンの例を取ってみると、一般用と産業用では課税率が異なっていて、一般用のほうが産業用の4倍程度課税がなされている。これは産業に対して多くの負担をかけることによって国内の産業が国外に移転するのを避けるためである<sup>vi</sup>。

環境対策を進める一方で国内の産業にも配慮することが必要であり、その難しさを表わ

している。ただ、産業用の課税率が低いとは言え企業にとっては大きな問題であることは変わりなく、企業活動の改善が必要である事には変わらない。

## 2) 補助金

国や公共団体からの補助金、財政投資金融期間からの有利な融資や環境保全の取り組みに対する税額控除や特別償却処置である。この手法は先進的な技術を持つ企業を支援できるので企業にとっては直接的なメリットとなる。またより先進的な技術の開発へ向けたインセンティブとして機能する。

しかし、環境汚染を進める当事者に対しては全く影響力が無いため環境に対する負荷をコストに組み込む事は無く、結果として環境汚染を防止する事は出来ない。また補助の対象となる技術や企業が最善であるとは限らないので場合によってはより有効な技術の促進の妨げになる可能性を含んでいる。

## 3) 排出権取引

これは物質に関する排出許容量を総枠として決め、その総量を個々の汚染主体（国家や各企業）に配分していくものである。各割り当ての排出量に対して、技術の改良などで排出量の削減に成功した主体はその余った分を他の主体に売る事ができるシステムである。このシステムの影響としては環境に対して負荷の少ないように排出量の削減に成功した企業は余裕のある分を売る事で利益を得る事ができる点である。当然排出量を削減できない

企業、特に割り当てを超えて排出している企業はその分コストがかかることになる。その差は必然的に企業のもつ競争力に影響してくるので、十分なインセンティブとなっていることがわかる。ただ問題としては排出許容量の決定が本当にふさわしいものなのかがわかり難い事、またその振り分けが公平かつ効率的に行われなければならない事などがある。

#### 4) デポジット制

デポジット制とは製品の販売の際にデポジット（預り金）を上乗せして販売するものである。消費者は使用後に所定の場所に製品や容器を返すとデポジットを返してもらえるシステムである。このシステムのねらいとしては耐久消費財の一部から再利用可能な資源の回収を進める事である。また、使用後の製品が回収されるのでゴミの散乱による環境破壊も同じに防ぐ事が出来る。

デポジット制を導入する場合対象となる製品に偏りが生じないように注意する必要がある。例えばガラス製品を対象にすると、プラスチックが包装容器として使われることを促進する可能性があり、結果環境の負荷の大きな製品が市場でのシェアを占める事になってしまう。実際にはこれほど単純に考えられないが、配慮する必要がある。

#### (6) 水平的・支援的手法

次に水平的・支援的手法（以下水平的手法）を見ていく。これは行政が企業に対して技術

的な支援を行ったり、あるいは行政側のもつ情報を企業に提供して企業を支援していくものである。また水平的というのは環境問題に取り組む際に企業と行政がばらばらになって取り組んでいくのではなく、互いに持つ技術や力を合わせて取り組んでいこうとするものであり、行政の立場から見ると水平的に企業を環境対策へと誘うものとなる。具体的には環境データ向上や技術的開発、環境アセスメントのような計画手続き、エコラベルのような情報提供や公的機関が保有する環境情報の提示、あるいは専門家の育成や教育などがこれにあたりと考えられる。ここではエコラベルの例を中心に取上げる。というのは単純に水平的手法におさまるものではなく、市場原理に基づく手法とみなす事もできるものであるからであり、企業が環境に取り組むようになるシステムの中で大きな役割を果たしていると考える事が出来るからである。

#### ( 7 ) エコラベル

これは市場原理に基づく手法としても考える事が出来る。しかし、同時に環境に対する情報を提示する手段として、企業の環境対策を手助けするものとして捉えられている。大きく2種類に分類される。一つは準拠する法令や強制力によるもの。もう一つは表示による内容によるもの。前者にはラベルをつけないと売買できないものや、準拠する法律は有るが付けるかは任意のものがある。後者で



は製品の品質を保証する保証マークや各種の合格マークがある。次にエコマークの性格を考えると3つに分類でき、第一は環境負荷の大小、良否を示して消費行動を誘導するもの。(例 エコマーク、エナジースターやフロンマーク等) 第2は環境負荷を低減するための取り扱い表示、識別表示のもの。そして第3は企業や商品のキャンペーン等による環境主張である<sup>vii</sup>。

こうしたエコマークが広がる事が企業に対してどのように影響を及ぼすのか。企業はまずこのマークの認可を受けるために与えられた条件をクリアすることが求められる。つまりエコラベル制度とは一つに企業に対してある一定の基準をクリアした製品を作るように導く事ができる。そして環境負荷の少ない製品である事の情報開示を企業毎に行うよりも消費者にとってよりわかりやすい形がかつ信頼できる形で可能にする。こうした意味でエコラベルは企業に対しての水平的支援として考えられている。

その一方でこのエコラベルが市場の動向に影響をもつとも言われている特に公共団体との取引においてはエコラベルの取得が条件である事が多い。エコラベルを発行する事で、消費行動に少なからず何らかの影響を持つ事は否定できない。したがってエコラベルとは単に製品に関しての環境情報の提示の役割を担っているだけではなく、消費行動に際して環境を意識した消費行動へとつなげていくこ

とになる。消費の一つの基準になる事で、企業にとってはエコマークの取得がシェア拡大に役立つので、企業をエコマークの取得、つまり環境負荷を意識した生産活動へと導く事となる。その意味で、エコマークは市場原理に基づく手法に属すると考える事もできる。

## 第2節 市場メカニズムに基づく政策

### (1) 3R政策の推進

近年の日本でもいくつかのリサイクル関連の法案が制定、施行されている。特に産業廃棄物よりもリサイクル率が低かった一般廃棄物のリサイクルを推進するような法案が目立っている。そこでリサイクルを推進する事がどのように市場原理を介して企業に影響していくかを見ていく。

日本のリサイクルの推進は循環型社会形成推進基本法を中心に行われている。これは基本的枠組み法であり、内容は社会の物質環境の確保、資源の有効利用、ならびに環境負荷の低減を目指すものである。実際の行動としては廃棄物の処理よりも、排出そのものの抑制(reduce)を最優先とし、次に排出物の再利用(reuse)、そしてそれが困難な場合にはリサイクル(recycle)、最終的に焼却という3R政策を進めるものである<sup>viii</sup>。そしてより具体的な個別物品の特性に応じた規則として容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などが制定、施行されている。その内容については後で見えていく。

そしてもう一つ重要な政策が拡大責任者責任（Extended Producer Responsibility 以下 E P R）である。これは従来 of 日本において一般廃棄物の処理の責任が各自治体であったのに対して、廃棄物の原因となる製品を製造した主たる責任者に廃棄物処理の責任を負わせるものである<sup>ix</sup>。E P R の利点としては廃棄段階を含む商品のライフサイクルを通して環境負荷の低減に最も影響力を持つ主体に責任を負わせることができる点であり、その結果として製造の段階から環境負荷の少ない製品を意識した行動がとられるようになり、結果 3 R 政策の推進をより進める事ができるというものである。では以下で、こうした政策の具体的な例を見ていく。

## （ 2 ）家電リサイクル法

ここでは実際に日本で施行されている家電リサイクル法を見ていく。この法律は E P R を本格的に取り入れている。それまでの包装容器リサイクル法は一部に E P R を組み込んでいるものの、実際には企業と自治体とのあいだで責任が別けられており、自治体が回収、分別までの責任をおり、その後の生産者が負うという一部に限られて生産者の責任が問われるシステムである。それに比べてこの家電リサイクル法はより生産者の責任が重要な概念となっている。

この法律において、消費者は処理代金支払い義務を負い、販売店は消費者からの引き受

け義務と生産者（正確には製造業者、輸入業者）への引渡しの義務を負っている。生産者は引き受けた自社製品に対して再商品化の義務を負っている。それぞれの製品の種類によってリサイクルすべき義務量が異なっている。

ではこの法律が企業の行動にどのように影響しているのだろうか。まず、消費者が処理費用を負担する事となる。これは従来自治体が負担していた費用であり、この時点で今までは隠れていた処理費用が顕在化することとなる。その結果、各生産者は消費者が負担する処理費用をより軽減するためによりリサイクルに費用がかからないように製品を改善するように動き出す事になる。というのは、生産者にとってリサイクルにかかる費用は製品の値段に転化されることとなり、リサイクルのコストを削減する事で値段を下げる事ができる。企業にとって他社との差別化を可能にするものであり、市場で優位に立てるという大きなインセンティブになるのである。まさにEPRの目指す方向である。

現実の動きを見てみると、各生産者が独自のリサイクル工場を作ることは非効率であるため、幾つかの企業が連合となって共同のリサイクル工場を設立したり、中小の生産者の委託を受けるなどの動きが見られる。これは経済的な合理性に基づいている。また引き取り、リサイクル料金は横並びとなっている。これはこの法律の目的とする事のコストを値段に反映し競争原理を働かせる事でより環境

負荷の少ない製品の開発へと企業と誘うことからは一歩後退していると考え事ができる。したがって純粹に各企業がこの法律のねらい通りに動いてはいないものの、それでも生産者が製造物の最終処分まで責任を負うということが少なからず企業の行動に対して影響力をもっていることは確かであり、市場原理を用いた行政政策の一例として評価することができるのではないかと思う。

(3) ドイツにおける容器包装のリサイクル次に日本よりも先進的な取り組みを行っているドイツに目を向けてみる。ドイツは国の行政というマクロな部分から、国民一人一人の動向といったミクロの部分まで環境に対して高い意識を持って取り組んでいる国家である。その中で、今回のテーマに沿った先進的な取り組みとしてドイツにおける容器包装のリサイクルシステムについて見ていく。日本でも容器包装リサイクル法が施行されているが、これはその以前からドイツで行われていたものを参考にしており、ドイツのほうがより徹底したものとなっている。

ドイツで容器包装に関してとられている行政手段の目的は生産者に責任を負わせる事で、製造の段階からすでに環境を意識したデザインや材料を用いるように導く事である。その方法として直接的な指導ではなく、市場を利用した方法がとられている。これは前に述べた通りである。

まず生産者は自社製品の容器包装の回収、再生品化の義務を負っている。この責任に対してデポジットを実施し、独自に展開していくか、あるいはDSD (Duals System Deutschland) という非営利企業へライセンス料金を支払い委託することができる。この場合は規制の義務を逃れる事ができる。この方法は、生産者がDSDシステムに参加することと、デポジット実施という二つの選択肢を選べるのでデュアルシステムと呼ばれている。また、家庭などの一般廃棄物のうち容器に関するものは生産者が責任を持ち、その他の廃棄物に関しては自治体が責任を負っているという都市ごみに関する処理が二本立てで行われていることも同時に意味している。

実際のシステムとしてはDSD社にライセンス料を支払った企業は製品にグリーン・プンクトというマークを付ける事ができる。DSD社はそのマークのついた製品についての回収・再生品化を実施する事になる。(実際にはさらに他の業者に委託している) このライセンス料は製品の値段に反映される事になり市場での競争の妨げになりそうだが、ドイツでは自治体の廃棄物処理に対して消費者がコストを負担することになっており、その負担が軽減されるので実質的にはあまり差がない。また、DSDシステムに参加している企業同士でも競争原理が働いているので、ライセンス料がそのまま製品の値段に反映されるとは考え難いという一面もある。

このDSDシステムが進行するにつれ、ライセンス料を支払っていないのにこのシステムに便乗するフリーライダーや、DSDに参加していない生産者とのパフォーマンスの差が生じるといった問題が発生してきている。そこでドイツ政府はこうした問題を改善すべく、システムの見直しを行ってきている。その一つとしてパフォーマンスの基準をDSD社と同等のものを求めるようになった。これにより生産者はそれまで以上の取り組みを行う必要が出てきている<sup>x</sup>。

最後にこのシステムがもつ企業への影響をまとめる。まずは製品を回収、再生品化の義務を生産者に負わせ、そのコストを内部化する事で、市場での競争原理によって環境負荷の少ない製品へと移行させていく。またすべての生産者が対象でかつ非常に高い基準が定められているので、企業にとっては大きな負担となっている。そして同時にリサイクルそのもの市場が活発化し、リサイクル業者にとってはビジネスチャンスが大きく存在している事になる。企業にとっては優れたリサイクル技術を開発する事は利益をあげることに直結しているので、新たな取り組みをする大きなインセンティブになっている。

#### (4) グリーン市場の拡大

3R政策などによって製品の再生品化が推し進められている事を見てきた。しかし、この3R政策が進んでも、再生品化された商品

が市場で十分な支持を得られなければそこでストップしてしまう。新しく製造される製品のほうが圧倒的に支持され、再生品化されたものが市場で売れなければその在庫等が膨らむだけであり、企業にとって大きな負担となってくる。こうした問題を解決するためには環境負荷の少ない製品（これは再生品化されたものに限らず）が市場で支持を受けるように導く必要がある。

例えばエコカーに関して車輛購入に関わる税金や施設の駐車料金が割り引きにすることで、消費者の購入・使用に対して経済的なインセンティブを与える事で消費行動を誘導することが可能となる。このように環境負荷の少ない製品の利用に何らかの経済的なインセンティブを与える事によってグリーン市場を拡大していくように導く事ができる。

そして消費者の行動を誘導する手段のほかに重要なのが行政自ら市場を形成する一員としてグリーン市場の拡大に積極的に取り組んでいく方法が考えられる。その具体的なものとして2001年の4月から日本で施行されているグリーン購入法が挙げられる。

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律）は2000年5月成立、2001年4月施行されている。国や公共団体が再生品や環境に配慮した物品の調達を、調達方針に基づき率先的に推進する事でグリーン製品の需要を生み出そうとするものである。結果、価格競争をつけ普及を推進するこ



とを目的としている。実際の運用方法は環境大臣が基本方針を決定し、閣議決定される。それに基づき各機関はそれぞれの方針を決定し、グリーン購入を主体的に実行していく。毎年その実績を公表するというものである。

繰り返しになるが重要なのは行政自身がグリーン製品の市場を拡大する役割を担う一員となっていることである。旧通産省の計算では日本における環境産業の市場規模が 1998 年度では 15 兆円であったのが、2010 年度には 37 兆円へと大きく発展していくと予想している<sup>xi</sup>。これはもともと市場は拡大傾向にありグリーン購入法だけによる影響ではないが、この法律が起爆剤になっていることは十分に考えられる。それまでにこれほど急激に市場が拡大したことがないからである。グリーン購入ネットワーク<sup>xii</sup>によるとグリーン購入の対象になる製品の数が上昇している。たとえば文房具・事務用品は 2000 年の末に 1200 種であったものが半年の間に 1.5 倍の 1800 種に増え、またオフィス家具も同様に増加している。ただしすべての品目について急激な増加が見られるのではない。増加しているのは直接グリーン購入法で行政団体による購入が増加しそうなものである。このことから推測すると、この法律に対して企業の対応がとられて、市場の拡大を見込んでいるということがわかる。この法律は今年度から施行されたので今現在どの程度の直接的な影響力を持っているかは定かでないが、今後毎年出

されるであろう報告書によってその重要性が目に見える形でわかってくるのではないか。

またこうした行政機関が市場の一役を積極的に担う行為はアメリカ等でも見られる。アメリカ連邦政府の年間物品調達額は2000億ドルに上り、州、自治体を含めると約1兆ドルになると推定される。これは市場としては非常に大きなものであり、環境産業に当てる事ができれば産業の環境化を強く後押しする事になる。そこでアメリカの環境保護庁は3つのプロジェクトを計画し、実行に移している。具体的にはエナジースタープログラム・包括的 物品 調達 ガイドライン・EPP (Environmental Preferable Purchasing) プログラムである<sup>xiii</sup>。こうしたプログラムを通して連邦政府は環境に配慮した物品の購入を進めており、その対象となる製品の種類は多くなってきている。

以上行政が市場の一部を担う方法を見てきた。この手法のメリットは購入するという行為によって直接市場を拡大することができる点である。日本の場合まだまだ規模としてはそれほど大きくなっていないが、今後十分に拡大しその役目を果たす事が期待できる。そしてもう一つその影響として考えられるのがグリーン調達をより活発に促す事である。企業が製品製造の際により環境に負荷の少ない原材料や部品を購入するといったグリーン購入が活発化すればより裾野の部分に環境配慮の意識を普及する事になる。大手企業に部品

を納入している中小企業にとっては非常に大きな問題であり、早急な対応をとる事を迫られる状況になる。行政によるグリーン購入と関係のない所でのグリーン調達が多く見られるが、行政が本格的にグリーン購入に乗り出せばこうした流れはより活発になるであろう。

### 第3節 第4章のまとめ

企業が環境問題に取り組むようになる理由を企業を取り巻く行政との関係から見てきた。従来の規制によるものでなく、市場を利用した方法の重要性が見えてきた。企業に対して環境問題への取り組みを何らかのインセンティブに変える事でより多くの企業に積極的に取り組むように誘うことができると思う。その際に生産者責任の拡大に見られたように取り組むように負のインセンティブを与えて行動させる事もできるが、同時に取り組むことによる企業としての正のインセンティブを与えるほうが企業としてはより行動しやすいのではないか。実際に環境に配慮する事が企業の市場での競争力となってかえってきた場合、企業はそれを企業を成長させる為の選択肢として考え、そして選択するように思う。

ただし、市場の原理を利用した行政の手法だけではやはり不十分な点もある。それは積極的に取り組む企業とそうでない企業との差が拡大し、結果として持続可能な発展に結びつかないことである。従って従来のようにすべてを一律のレベルまで持っていく法による

直接的な規制も必要であり、それぞれの手法をより効果的に使用することが必要である。そして行政側として進めるべきなのが企業への支援である。これは金銭といった直接的なものだけでなく、エコマークのような認証を与えることなどであり、環境製品の消費行動を促す役割をもつ。企業の情報開示の方法をそろえることで消費者は環境製品に対して理解を示しやすくなる。このような企業との連携も今後重要な課題となってくるであろう。

企業の立場からすると、こうした行政による環境政策はうまく機能すれば大きなビジネスチャンスを与えてくれるものとなる。環境産業の市場が拡大すれば、新たに多くの企業が利益を求め参入してくるであろう。その中で、より環境負荷の少ない製品を生み出していくことが企業生存のポイントとなってくる。こうした競争原理を用いて企業を導く政策は今後さらに充実していくと思う。その中でいかに対応していくかが今後の企業の課題となってくると考える。その一方でこうした環境へを意識した市場が拡大する事によって、企業はビジネスチャンスを得るどころか市場での競争力を失う危険性を含んでいることも忘れてはならない。環境配慮型の経営を進める事が出来なければ市場での支持を失うことになりかねないからである。そうした危険性を避けるためにもより積極的に環境に取り組む事が必要となってくるのではないかと考える。

- 
- i 奥 [ 1 2 ] 4 5 ページ
  - ii Callan& Thomas [ 1 4 ] pp81 ~ 84
  - iii 奥 [ 1 2 ] 4 7 ページ
  - iv 石 [ 4 ] 8 4、8 5 ページ
  - v 同上 [ 4 ] 9 0 ページ
  - vi 日本経済調査協議会 [ 1 0 ] 8 7 ページ
  - vii 山本 [ 1 8 ] 6 8 ページ
  - viii 山口 [ 2 0 ] 2 0 9 ページ
  - ix 同上 [ 2 0 ] 2 2 0、2 2 1 ページ
  - x 日本経済調査協議会 [ 1 1 ] 2 3 ~ 2 8  
ページ
  - xi 経済産業省 HP  
<http://www.meti.go.jp>
  - xii グリーン購入ネットワーク HP  
<http://eco.goo.ne.jp>
  - xiii アメリカ環境保護局 HP  
<http://www.epa.gov>

## 第 5 章 金融と環境

### 第 1 章 金融機関を捉える意義

第 3 章では社会の動向を、第 4 章では環境行政について見てきた。環境問題を軸として企業を取り巻く状況についてだいぶ明らかになってきた。その締めくくりとして本章では金融機関と企業との関係について見ていく。以前は金融機関と環境問題は一般的な企業と比べてより疎遠な関係にあるように思われてきた。しかしながら金融機関もその他の企業と同様に環境を意識した企業行動をとる必要がある。その理由に付いてはこの後詳しく述べるが、普段見落としがちな金融機関について環境を企業行動に取り組む必要性を捉える事によってより明確に環境と企業とがなす関係を明らかにする事が出来ると考える。

また、金融機関が環境を意識した企業行動をとることによるその他の企業への影響は非常に大きなものとなる。これはその他の企業同士がもつ影響力よりま大きなものである。したがって金融機関についてしっかりと理解する事はその他の企業を取り巻く金融市場という分野について環境がいかに重要なものとなってくるのかが理解できるはずである。したがって、企業を取り巻く状況の締めくくりとして金融を扱うことが必然性を持つ事になる。

## 第 2 節 金融機関と環境の関係

### ( 1 ) 従来 の 環境 への 認識

金融機関は環境問題とは疎遠であると考えられてきた。社会において環境問題に対する関心が高まってもあまり関係ない立場にあり、最近になるまであまり環境に対して積極的に取り組む私的金融機関はほとんど見られなかった。1991年にBCSD(持続可能な発展のための経済人会議)への参加呼びかけに答えて参加しようとした先進工業国の銀行が1行もなかったことからわかるように、一般的な企業とはことなつた環境への認識を持っていたのである。90年代に入った当時環境に対する関心はかなり高まっており、この時点で1行も参加しないというのはかなり象徴的である。

ではなぜ金融機関がこのような認識をしているのであろうか。それは金融機関の企業活動の性質によるところが大きいのではないか。金融機関は直接的な生産活動を行わない。したがって企業行動に伴い環境汚染を起こすような物質の排出や、あるいは自然資源の非効率的な使用は考え難い。日常の企業活動において環境負荷を低減するためにとられる事としては再生紙の利用や省エネといったことであり、これらは直接企業経営の変化につながるものではない。環境への関心の高まりにつれてこうした行動がとられるようになったかもしれないが、それは金融機関の持つ本質的な問題ではなく、したがって環境が大きな問

題として認識されるようにはならない。また融資先企業が引き起こす環境問題についても金融機関まで責任が及ぶ事が以前は考えられなかった。それはあくまでも融資先の企業の問題であって、融資する側にとってはまさに対岸の火事であった。

そして金融機関が環境を認識しないことを正当化する最も重要な考えがある。まずは金融機関の持つ責任の定義をしておく。他人の資産を運用する金融機関の顧客に対する責任はリスクを極小化かつリターンを極大化して、資産を保全する事である。19世紀の判例により定義された「プルードントマンルール」によればこうした定義が言えるであろう<sup>1</sup>。顧客から預かった資産を最も効率よく運営する事が最大の責任である場合、投資基準等に環境を含める必要があるかどうかは問題になってくる。以前のように環境と企業経営との間の関係が明かではなく、軽視されていた頃においては環境を基準に含めることは財務とは関係ない要素を取り入れる事になり、最も効率的な資産運営とは異なるという見解が一般的であった。したがって金融機関は環境問題とは関係ない立場に立っていることが正当化されていたことになる。そして金融機関にとって重要なのが短期的な資産運用であって、長期的な視野で投資先を選ぶよりも、ある程度短期的に数字を残せる企業を対象としていた。環境が企業に与える影響は長期的であって、短期的には影響力が少ないと考えられている



状況においては金融機関は環境を視野に入れないのが普通であろう。しかしながら状況は代わりつつある。従来のように環境を無視した企業行動はたとえ金融機関であっても通用しなくなってきた。次に金融機関においてどのような変化が見られているのかについて見ていく。

## (2) スーパーファンド法の影響

金融機関が環境を基準に組み込む必要がないという理論について述べてきた。ところがその状況は1980年にアメリカで制定されたスーパーファンド法によって劇的に変化することになる。スーパーファンド法とは「包括的環境対処・補償・責任法」の通称であり、土壌・地下水汚染に対しての浄化費用のために連邦政府が巨額の基金を用意した事に由来している。システムとしては汚染が発見されると汚染責任者が自己負担によって浄化する義務を負うものであり、基金は緊急に使われるもので、あくまでも立替である。この法律によって企業行動は大きく影響を受けた。投資、特にM&Aなどにおいて環境監査をすることが当たり前となっていた。こうした影響については金融機関とのかかわりとは外れるのでここでは述べない。

ここで問題になるのは汚染責任者であり、これはかなり広い範囲で適応される。汚染現場に有害廃棄物を持ちこんだ業者や不適切な操業をしていた施設の管理者といった直接的

な汚染原因者だけでなく、土地の所有者やあるいは汚染物質を運んだ業者までもが対象となる。金融機関にとって重要なのがこの汚染責任者に含まれるかどうかである。スーパーファンド法では貸し手が「土地の所有者」とみなされることを明示的に排除している<sup>ii</sup>。したがって本来金融機関はスーパーファンド法の影響を受けないはずであり、従来の姿勢で問題ないことになる。しかし実際は違って、いくつかの例外的な条件が存在し、またいくつかの判決事例ではこのような除外規定がなし崩してきにされたのである。裁判では金融機関（特に銀行）の潜在的費用負担責任論が非常に複雑な理論の展開がなされていて、一概に金融機関の持つ責任の存在を言う事は出来ない。しかしながら少なくともそれまでの環境とはほとんど関係ないといった考え方が通用しない危険性が生じたことを明確に表わしたものであり、考慮する必要性を示すものである。

1986年のメリーランド信託銀行判決を例にとってみる。これはメリーランド信託銀行（以下MBT）が汚染された土地の所有者として土地浄化費用の負担責任があるとみなされ、環境保護庁によって浄化費用請求の訴えを受けたというものである。MBTは自分の土地に有害廃棄物を捨てる事を認めていた廃棄物処理業者に対して融資を行っていた。そしてこの業者が返済不能になると担保となっていたその土地に対して抵当権を行使して取得した。

環境保護庁によって浄化されたのはまさにこの土地であった。MBTは4年間に渡ってその土地の所有権を有していた事を一因としてスーパーファンド法の定める土地所有者かつ管理者であるとみなされてのである。さらにこの判決で重要なのは裁判所が貸し手に対して、貸し手は自らが担保としてとっている不動産に関する潜在的な環境問題を調査し、発見する事が出来る洗練された事業家であると推定されるという警告を発した<sup>iii</sup>。これはもし銀行が調査・発見を怠ればスーパーファンド法はその責任を免除しないという事を意味している。

この他にもいくつもの裁判が行われ、銀行の責任を認め判決がなされている。しかしながら、逆に貸し手の責任が認めない例も存在するのである。本来であればここで貸し手の環境に対する責任について細かな議論が必要であり、それを欠くことは理論として基盤を弱めることになるかもしれない。しかし、この議論はかなり複雑なものでありここで扱う事は本来の目的からそれると判断したのであえて割愛する。したがって以下の論理においては貸し手の責任は明確ではなく、あくまでもそのような危険性を含んだ存在であるという立場に立つものである。

貸し手の責任が完全に明確にされたわけではないがこの影響は確実に出ている。アメリカの銀行協議会の調査によると、90年ではアメリカの商業銀行のうち62.5%が環境問題

に関する法的責任が発生する危険性を理由に融資を断った経験を持ち、また45%の銀行が環境にリスクのある業種に対して完全に融資をストップしているという結果が出ている<sup>iv</sup>。

ただここでこの数字について幾つか注意すべき点がある。この数字には小規模な銀行も含まれており、そのまま銀行の持つ影響力には反映されないこと。またアメリカという国柄を考えると訴訟が他国よりも多く、過敏な対応と見る事もできそのまま世界的動向と重なるとはいきれない点がある。

とはいえ、銀行に対して少なからず影響を与えた事は確かで、それは国際的大銀行90行に対する調査で約80%の銀行が融資の前に環境に関するリスク調査を行っていることがわかっている。

### (3) 社会の変化

スーパーファンド法の影響は融資の際に銀行が担保として扱う土地をいかに扱うかということに問題があった。その対処法によって環境問題が銀行に対して持つ影響が決まった。しかしそうした土地の問題だけでなく、金融機関持つ責任そのものに影響していることが考えられる。顧客の資産を最も効率的に運用することが責任であると考えられている事についてはすでに述べた。環境を基準に含めないのはまさにこの責任が大きく関係していた。ところが社会の状況が変わり、こうした責任を果たすためには環境を基準に組み込むこと

が必要となってきたのである。したがって金融機関が環境問題とはあまり関係ない立場にあってもかまわないという理論は成り立たない事になる。その理由は主に三つ上げることができる。

第一は取引企業の環境への取り組みが貸し手の金融機関の経済的リスクとなる事。スーパーファンド法の例はまさにこれにあてはまり、こうした流れはもはや全世界的に見られる事である。

そして第二に取引先の環境への取り組みがその企業の収益に及ぼす影響が大きく拡大している事である。企業の経営に対して環境問題が大きく関わっていることについてはこれまでの章でも述べてきた。特に重要なのが以前は法的規制が中心的な役割を担ってきたのに対して、最近では経済的手法が普及してきていることである。この経済的手法は環境への対応力がそのまま企業の市場での競争力に影響を及ぼすものである。つまり銀行などの金融機関が投資や融資の対象を選ぶ際にはその企業の環境への対応力を査定する事が必要となってくるのである。もしこれを怠れば近い将来に市場での競争力を失う危険性を持った企業に対して投資することになり、これは顧客の資産を最も効率的に運用するという本来の金融機関の持つ責任に対して反することになってしまう。取引先の企業の対応力を見落とす事は違法ではないし、必ずしも本来の責任から外れるとは言えないかもしれない。

しかしながら環境を基準に含める事は不必要であるという理論は成立しない事になり、むしろ環境も含めて企業を査定するべきであるという理論が正当性を持つようになってくる。ただ、すべての金融機関がすぐさま環境に対しての認識を大きく変えていないのはこれまで環境への対応力を査定するような組織が金融機関のなかには無かったので、新たにそうした機関を加える事と、環境もつ影響力との兼ね合いの中で決定がなされるからである。

そして最後に環境企業との関係によって新たなビジネスチャンスが生まれる事である。これは第二の理由と付随するものであるが、環境への対応力が時に企業へ新たなビジネスチャンスをもたらす事は述べた。したがって金融機関にとって環境への対応力を持った企業はこれから大きく発展する可能性を秘めた企業であって、投資の対象としては十分に魅力を持っている事になる。もし金融機関が環境を見落としているならば、金融機関にとってのビジネスチャンスを見落としている事になる。以上のような理由で金融機関が環境に対して考慮することは正当性を持つと考える。

### 第3節 金融機関と企業の関係

#### (1) 銀行と企業

金融機関が環境に対する認識を高めている現状について述べてきたが、それではこうした状況の変化がその他の一般的企業に対してどのように影響するのであろうか。その最初

に銀行と企業との関係について捉えていく。銀行が取引の際に企業の持つ環境への対応力に注目するようになってきた。これは「銀行声明」によって説明できるであろう。簡単にその内容をまとめると、持続可能な発展のために銀行もその責任を負うというものである。また環境が持つ企業への影響力を認め、これを銀行の経営の中で考慮していく必要があるということについても言及している<sup>v</sup>。この細かい内容についての説明は省くが、この声明の存在が示すこととして考えられるのが、企業は環境への対応力を強める必要性が金融の面からも生じることになる。金融機関が環境を意識するようになれば必然的に企業の資金の問題に反映される事になるのである。しっかりした対応ができないと判断された場合には資金の収集において苦しい状況においこまれることになり兼ねない。環境への対応がまたもやリスクとなるのである。

その一方で環境問題が企業にとってリスクとなると同時に新たなビジネスチャンスをもたらしたように、銀行と企業との間の関係においても同様の事が言える。特に通常資金の問題で苦しい立場にある中小企業にとっては大きなチャンスとなりえる。例えばイギリスの協同組合銀行は深刻な公害や兵器取引といった非倫理的な取引を行っている企業に対して貸付をしない事を明言し、また環境に対して倫理的な立場をアピールする事で業績を一気に改善する事に成功した<sup>vi</sup>。この成功の

原因としてこの銀行があまり大きくなかったことがあげられる。大手の銀行は大手の企業との取引があり、倫理的立場を強く出すと、そうした大手企業との対立を招く危険性がある。しかし協同組合銀行はそれほど大きくなり、取引先も大きくなかったので倫理的基準で取引先を選ぶ事が出来たのである。とはいえ、このことによって銀行自体は個人預金者を大幅に増やす事ができ、また中小企業にとっては環境に対する対応力を理由に融資を得る事ができ、両者にとって利益をもたらす結果となった。

## ( 2 ) 環境配慮型商品の広まり

企業にとって金融機関との取引の中で重要なのが直接金融と間接金融である。銀行との関わりでは主に直接金融での影響を見てきた。次に間接金融での影響について見ていく。特に金融機関の持つ一般向けの投資商品の持つ影響を見ていく。この投資商品の中で最近広がりを見せているのが社会的責任投資で、その中で環境を中心とした商品に注目していく。エコ・ファンドとしてよく知られているものである。これはグリーンコンシューマリズムの台頭に伴い、純粹に環境に配慮した企業を支援するために発生したものであり、倫理観の高い投資家の資金によって運営されていた。ところが時間がたつにつれその運用成績の良さに注目が集まり、投資目的のファンドとして普及した。環境に積極的に取り組んでいる



企業の株価が平均株価指数を上回る理由については幾つか考えられるが、ここで重要なのはエコ・ファンドが高い成績を残してきたという事実である。エコ・ファンドは単に倫理的な投資対象ではなく、利回りでも優れた投資対象であり、より多くの支持を受ける事となった。

スイス・ユニオン銀行グループ（現 UBS グループ）の「グローバル・エコ・ファンド」は有名である。このファンドの特徴としてはその運用にある。世界的な大企業の中から環境への取り組みに優れた企業を「エコ・リーダー」としてファンドの 85% を投資している。残りの 15% については「エコ・イノベーター」と名づけた環境関連分野で成長性のある中小企業に投資している。この方法によって安定した資産運用と同じに新たなる取り組みを支援することが可能になる。中小企業にとって影響力が強いのがこの「エコ・イノベーター」に組み込まれる事で、従来の間接金融ではなかなか資金を集め難かったの状況が大きく変わった。

また日本でも日興エコファンドが先駆けとなり、いくつものファンドが発売されている。不景気の影響によって発売当初に比べて大きく総額を落としてはいるものの、株式市場全体での低迷が続く中でほとんどの銘柄が基準価格を上回る結果を残している事は特筆すべき点である。

運用実績で一般的なものをと比べて引けを

取らないことによって金融機関にとっても充分に魅力のある商品という事になる。通常の投資に比べて環境保全に役に立つという特色が出せるので、小口の投資を呼び込み易くなる。このように環境配慮型商品は扱う金融機関にとっても、投資の対象となる企業にとっても両者に利益をもたらすシステムとなっている。

### ( 3 ) 環境格付け

環境配慮型商品の普及が企業に対して与える影響は間接金融のみにとどまらない。それは企業の信頼度を挙げる事につながり、結果として直接金融にも影響してくる。直接金融が主な日本においてはこの影響のほうが企業にとって重要かもしれない。そしてこの直接金融に影響してくる信頼の問題に関わってくるのが企業に対する環境格付けである。格付けとは投資家の投資判断を助けるための客観材料の提供を目的として、多様な確定利付証券の投資対象として相対的な良否を示す事である<sup>vii</sup>。格付けが高ければ投資対象としての信頼度も高く、容易に資金を集める事が出来る。これは間接金融にとどまらず、直接金融にも影響してくる。信頼度が高い企業には銀行は融資しやすい。この格付けにおいて環境への対応力を基準としたのが環境格付けである。アメリカの調査機関の CEP による環境格付けや、イギリスの ROI 社やドイツのエコ・インベスト社によるものなど多くの格付

けを見る事ができる。

こうした格付けにおいて各企業はそれぞれの格付け機関の持つ基準によるスクリーニングを受ける事になる。このスクリーニングは環境配慮型商品の対象としてふさわしいかという事を調べる際にも行われており、まさに企業のもつ環境における力を示す結果となる。スクリーニングの項目はそれを行う者によって異なる。したがって一概にどの企業が一番優れているとは言えない。基準が異なれば当然ながら結果が異なるからである。また業種によってとるべき対応が異なり、業種を超えて一番優良な企業を選ぶ事は容易ではないし、それがどれほどの意味を持つのかは疑問である。大切だと考えるのは各業種のトップクラスに位置する事を評価することではないだろうか。確かに業種を関係なく環境に対して負荷をかけない企業だけを選ぶのも一つであり、それを中心に行うスクリーニングも有効である。しかしながら業種によっては必然的に環境負荷をかけるもの、例えば産業廃棄物処理業など、も存在し、そうした企業をすべて切り捨てることになる。このような業種を切り捨てる事がベストであろうか。それよりは各業種によってより優良な企業を選択していくほうが結果として社会を改善しやすくなるのではないかと考える。各業種で優れた状態を保つ事は容易ではない。急速な変化はいろいろな業種で見られ、先進的な取り組みがすぐに当たり前の取り組みになってしまうこと

は多いに考えられるのである。トップクラスにある企業を評価する事でこうした流れはさらに助長されるであろう。

- 
- i 世界経済人協議会 [ 1 5 ] 1 1 7 ページ
  - ii 同上 [ 1 5 ] 1 4 7 ページ
  - iii 財団法人トラスト [ 2 2 ] 6 8 ページ
  - iv 世界経済人協議会 [ 1 5 ] 1 5 0 ページ
  - v 財団法人トラスト [ 2 2 ] 2 2 9 ~ 2 3  
1 ページ
  - vi 世界経済人協議会 [ 2 2 ] 1 6 0 ページ
  - vii 井熊 [ 3 ] 1 4 2 ページ

## 第6章 企業と環境

これまで環境問題を中心に企業を取り巻く状況について述べてきた。この章では最後として企業を取り巻く状況をまとめ、企業が環境に取り組む理由をより明確にする。

「持続可能な発展」において企業は重要なプレーヤーであり、その力なしに実現はありえないということは企業の社会への影響力を考えれば納得がいくであろう。またこのことは経済学の立場からもいうことができた。かつてのそれほど大きくない経済においては環境を経営に取り込まない事で生じる問題は小さなものであり、軽視されてきた。ところが拡大にした経済においては非常に大きな問題であって企業の持つ影響力は軽視できないものであった。公共を扱う政府にとっても環境問題は重要であり、その解決に向けて企業をどのように導けるかが重要な課題であった。

しかしこの段階でいえる事は今環境に取り組む事が将来的な利益として企業にとっても充分に見かえりのある行動であるということであった。将来的に経済発展が不可能になる状況を避けるという利益が企業行動を引き起こすインセンティブであった。つまり今の時点で環境対策で多少のコストをかけてもそれは将来的な社会の存続という利益を得るための投資であるという立場が強かった。確かに企業も市民の一員であるという見解にたてばこのような理論によって企業が環境問

題に取り組むことが正当化される。しかしこのような倫理の域を出ない理由では多くの企業を動かす事はできない。

そこで必要なのが市場社会という考え方であった。市場は社会の影響を行き、社会は市場の影響を受けている。この相互関係にある市場社会において企業と環境とがどのような関係にあるかを明確にする必要があった。市場を形成する要素の中で企業と環境との関係を考える際に用いたのが一つは環境行政であり、加えて国際社会の動向や金融市場ということについて見てきた。それぞれにおいてさまざまな関係が見られるが、それらの分野において重要なのが企業にとって環境への取り組みが企業の持つ市場での競争力を決定する一因となり、また時として新たなビジネスチャンスをもたらすということであった。これはそれまでの倫理的な理由で環境への取り組みの必要性を主張するものとは大きく異なり、企業にとってまさにこれからの時代に生き残っていくために必要な最も重要な要素の一つであるということである。行政によってもあるいは金融市場によっても企業が環境に取り組むべき状況が確実に作り上げられてきているのである。もし企業がこのような流れを無視したり軽視した場合には経営を悪化させるか、倒産も十分に考えられる状況にある。

繰り返しになるが、環境を軸として企業を取り巻く枠組みは確実に形成され、その影響力を強めているということを経営者はしっか

りと認識しておかなければならない。これはかつてのように倫理的な問題ではない。今まさに取り組まなければならない目の前にある問題なのである。将来的な事ではなく、明日にでも企業に不利益を及ぼす可能性の高いリスクであり、また同じに利益をもたらすチャンスであるという事を最後にもう一度強調しておきたい。

文献一覧 （著者アルファベット順）

- [ 1 ] 赤尾信敏「地球は訴える」世界のうごき社、1993。
- [ 2 ] 朝日新聞地球サミット取材班「地球サミットハンドブック」朝日新聞、1992。
- [ 3 ] 井熊均「環境倒産」日本工業新聞社、1999。
- [ 4 ] 石弘光「環境税とは何か」岩波新書、1999。
- [ 5 ] 環境庁・外務省監修「アジェンダ21実施計画」エネルギージャーナル1997。
- [ 6 ] 環境庁地球環境部「地球環境キーワード辞典」中央法規1998。
- [ 7 ] K. W. Kapp 柴田徳衛・鈴木正俊訳「環境破壊と社会的費用」岩波書店、1975。
- [ 8 ] 室田武・多辺田政弘・槌田敦「循環の経済学」学陽書房、1995。
- [ 9 ] 中村修「なぜ経済は地球を無限と捉えたか」日本経済評論社、1995。
- [ 10 ] 日本経済調査協議会「環境調和型経済社会構築のための経済的手法に関する調査」1994。
- [ 11 ] 日本経済調査協議会「ヨーロッパに



- おける廃棄物政策」 1  
994。
- [ 12 ] 奥真実「ECの環境法制度と環境管理手法」財団法人東京  
市政調査会、1998。
- [ 13 ] 大来佐武朗「地球の未来を守るために」福武書店、198  
7。
- [ 14 ] Scotto J. Callan. & Janet M. Thomas, Environmental  
Economics and Management,  
Harocourt College  
Publishers, 2000
- [ 15 ] 世界経済人協議会「金融市場と環境」  
ダイヤモンド社、1  
997。
- [ 16 ] 植田和弘「環境経済学」岩波書店、  
1996。
- [ 17 ] 植田和弘「環境経済学への招待」丸  
善ライブラリー、19  
98。
- [ 18 ] 山本良一「地球を救うエコマテリア  
ル革命」徳間書店、1  
998。
- [ 19 ] 山谷修作「廃棄物とリサイクルと公  
共政策」中央経済社、  
2000。
- [ 20 ] 山口光恒「地球環境と企業」岩波新  
書、2000。

[ 2 1 ] 山村恒年「環境 NGO」信山社、1998。

[ 2 2 ] 財団法人トラスト60「環境と金融」  
財団法人トラスト60、1995。

## URL一覧

- [ w 1 ] アメリカ環境保護局  
<http://evn.go.jp>
- [ w 2 ] グリーン購入ネットワーク  
<http://eco.goo.ne.jp/gpn>
- [ w 3 ] グローバル・コンパクト  
<http://www.unglobalcompact.org>
- [ w 4 ] 経団連  
<http://www.keidanren.or.jp>
- [ w 5 ] 経済産業省  
<http://www.meti.go.jp>

